

令和3年度第2回徳島市入札監視委員会

開催日時	令和4年7月25日（月）～ 令和4年8月10日（水）
開催方法	書面開催
委員	多田委員長、則包委員、谷口委員、臼井委員、尾野委員
審議案件	<p>一般競争入札（総合評価方式含む） 5件</p> <p>&lt;一般競争入札・総合評価方式&gt; 四国横断自動車道周辺対策事業小松北堤上線道路改良工事</p> <p>&lt;一般競争入札&gt; 東富田コミュニティセンター耐震補強等工事</p> <p>&lt;一般競争入札&gt; 橋梁工事発注者支援業務</p> <p>&lt;一般競争入札&gt; 東船場町1丁目ほか下水管渠改築設計業務</p> <p>&lt;一般競争入札&gt; 福島一丁目汚水管渠築造工事（6工区）に伴う実施設計業務</p> <p>指名競争入札 3件</p> <p>&lt;指名競争入札&gt; 不動東1棟外壁塗装工事</p> <p>&lt;指名競争入札&gt; 方上町中内排水路改良工事</p> <p>&lt;指名競争入札&gt; 東部環境事業所ごみ焼却施設補修工事実施設計業務</p> <p>随意契約 2件</p> <p>&lt;随意契約&gt; 東部環境事業所ごみ焼却施設補修工事</p> <p>&lt;随意契約&gt; 徳島市北矢三町四丁目排水管布設工事</p> <p>合計 10件</p>

## 令和3年度第2回徳島市入札監視委員会 質疑（1回目）

No	工事件名	質疑事項	回答
全体	—	<p>以前から何度か委員会にて多くの委員から指摘があったかと思いますが、入札時の内訳明細書の金額が予定価格及び各業者間で大きな乖離がある場合が多数見られます。適正な品質や管理体制に基づいて工事が実施されるか、判断が難しいです。入札時にこのような乖離が発生するならば、国や県の積算管理システムに沿う運用ができていないのか、入札方法（項目の設定や積算管理システム等）に問題があるのではないかと、という疑問があります。以前から何度も比較ができない、という意見が出ていますので、積算管理システムや項目の設定等について今一度見直しを行う予定があるのか、また、国や県の状況もふまえて乖離が発生しても問題がない理由を今一度ご説明いただけますよう、お願いいたします。</p>	<p>業者間での内訳明細書における項目ごとの金額の乖離については、以前よりご指摘をいただいている点でもありますが、このことは、入札業者ごとに諸経費や工事の分類をどのように費用として計上するか判断の相違に基づくものと考えております。</p> <p>また、業者の資機材の保有状況や調達状況等によっても計上する費用の相違が大きくなり、内訳明細の金額の相違にもつながるのではないかと考えておりますが、他方、単に業者サイドにおける見積能力の差によっても大きく変動するものと思われまます。</p> <p>入札時に提出を求めている内訳明細書につきましては、入札総額の算出根拠という位置付けであり、各項目の金額の相違が直ちに無効や失格などの対象になるものではありませんが、適切な積算やダンピング受注の排除など、適正な工事施工の観点から重要なものであると認識しており、工事担当課の監督員と契約業者において随時協議を行うことなどによりまして、費用の認識の相違が公共工事の品質確保に影響することがないよう、適切な工事監理に努めてまいります。</p> <p>なお、本市公共工事における品質確保に必要となる労務管理や資機材等の数量については、県と同様のデータを使用して積算を行っており、担当課（発注課）における設計金額（予定価格）の算定基礎となる積算管理システム及び入札システムに関しては、適正かつ問題なく運用されておりますことから、今後見直しの予定等はございません。</p>
2-(1)	東富田コミュニティセンター耐震補強等工事	<p>下請や孫請が多く、お金の流れが複雑になっているためわかりにくい、落札した金額の殆どが下請や孫請業者へと流れているように見受けられる。また、入札も他業者が辞退していることもあり、当該業者が落札した妥当性や適正について、疑問が残る。</p>	<p>当該工事は施設全体の耐震補強工事であり、工事の内訳として、アスベスト除去を含む解体工事や電気設備改修工事、管工事などの専門的な工事を含んでいるため、こうした自社での施工が困難な部分の工事を下請（孫請）業者に発注したものと考えております。</p> <p>なお、契約額(¥23,980,000)のうち¥16,241,500を下請等に発注しておりますが、一般的な建築工事以外の専門的な工事に係る費用割合が大きいこと（アスベスト除去に約520万円、電気設備改修工事に約165万円、管工事に385万円等）などもあり、これらの点を勘案すると、公共工事で禁止している一括下請（いわゆる「丸投げ」）に該当するような事案ではないと考えます。</p> <p>また、入札業者の参加状況（参加表明3者、うち2者辞退、入札1者のみ）については、参加可能な業者数は16者あったものの、前述のような工事の特殊性（多岐にわたる各工事を監理する煩雑さ等）により入札行動が避けられたのではないかと、また、地域性や発注時期の問題などが影響している可能性もあるのでは、と推測しておりますが、あくまでも公正な競争性のもとで行われた結果（1者のみ入札）であり、落札の妥当性や適正については全く問題ないものと考えております。</p>
2-(2)	東富田コミュニティセンター耐震補強等工事	<p>入札が1社しかないのは、業者の本社所在地域を狭く限定していることが原因であるように見える。現在の地域限定の方法が手続き上妥当かどうかを確認したい。については、根拠法令、判断の前提となるエビデンス資料を示した上で、なぜ妥当と判断したか、その根拠をお示しく下さい</p>	<p>一般競争入札及び指名競争入札の発注方法における「対象地域」の考え方が、土木一式工事及び建築一式工事については発注金額に応じて市内の行政区画を基にした地区発注としております（ただし、専門工事及び8千万円以上の土木・建築工事は全市が対象）。</p> <p>この地区発注の考え方は、土木一式工事及び建築一式工事は、専門工事に比べて業者数が多いために地区ごとの発注で一定数の業者が確保できることや、工事を円滑に履行するためには、地元への精通度なども大きな要素になることなどの考え方に基づいております。</p> <p>なお、これらの発注基準等については「徳島市建設工事請負業者選定要綱」及び「建設工事の指名競争入札に係る指名業者選定運用基準」、「建設工事の一般競争入札に係る業者選定運用基準」において規定しており、本市では、指名競争入札は10業者を、一般競争入札は概ね20業者を標準と想定して地域の設定やランク条件を設定し、競争入札を実施しております。</p> <p>本工事におきましても、入札可能な業者は17業者おりましたが、結果的に参加表明は3者（うち2者辞退）であり、入札は1者のみとなったものですが、これは、多種多様な工事が輻輳する施設の耐震改修という工事内容の特殊性や、発注時期（業者の手持ち工事）等が業者の入札行動に影響したのではないかと推測しております。</p> <p>しかしながら、今後も本件のような入札結果が常態化するようであれば、競争性確保の観点から、対象地域及び業者数の見直し等を行う必要が生じる可能性もあると考えております。</p>

3	不動東 1 棟外壁塗装工事	11社指名競争入札でありながら、2社の応札しかなく、入札プロセスの適切性が十分には確保出来ていないように見える。市内業者に限定する必要があるのか（もう少し幅広く対象地域を広げ、より多くの業者に入札を促すことはできないのか）	<p>本市の公共工事の発注にあたっては、市外業者でなければ施工できないような特殊な工事を除いて、市内業者でできる工事は市内業者を対象に入札を実施しており、また、地区別発注を行っている土木・建築一式工事を除いて、そのほかの専門工事については、全市を対象として発注しております。</p> <p>本工事についても、工事内容は一般的な塗装工事であり、市内業者で履行が可能であることから、工事金額に応じて、市内の塗装工事業者（Cランク）を指名したものであり、対象を現状以上（市外など）に拡大することは困難であると考えております。</p> <p>応札業者が少ない主な理由としては、施工対象が市営住宅であるため、居住者の生活状況に配慮しながら工事を行う必要があるなど、地元対策的な視点で工事を施工・監理する必要があること、また、施工に適した季節に発注が集中することなどから、地元以外の業者は応札を避ける傾向にあるのではないかと考えております。</p> <p>しかしながら、今後においても、応札が少ない傾向が常態化するようであれば、競争性確保の観点から、発注するランクの拡大や入札方式の再検討などを行う必要があると考えております。</p>
4	方上町中内排水路改良工事	地域性を限定するあまり、指名業者9社中、3社しか応札がない。入札プロセスの妥当性を確保する上で地域性をより拡大していく必要はないのか	<p>指名競争入札で行った本工事において応札業者が少なかった理由として考えられるのは、本工事の参加対象地区である「勝占西・勝占東地区」が本市南部の勝浦川を挟む地域を対象とした非常に広範な地域であり、工事場所から地理的に遠い業者は入札参加を避ける傾向が見られたこと、また、同地区は、道路改良工事や耕地（農道・農業用水施設等）改良工事が比較的多く出されており、工事発注時において、既に手持ち工事を抱えた業者が多かったことなどが原因ではないかと推測しております。</p> <p>なお、本工事における応札業者は3者であり、結果的に落札率は高止まっているものの、入札の競争性は一定程度確保されているものと考えておりますが、今後も応札が2者以下となるような入札状況が常態化するようであれば、地区の見直しなどを行うなどを検討し、さらなる競争性の確保に努めてまいります。</p>
6-(1)	東部環境事業所ごみ焼却施設補修工事実施設計業務	何故、県外コンサルタント業者に限定したのか？	<p>本業務は、ごみ焼却施設の耐火物補修・燃焼設備・排ガス処理設備等、設備全体の点検及び補修工事の実施設計業務であり、ごみ焼却施設の専門的知識や技術、実績が必要となりますが、本市登録業者のうち、市内企業には条件を満たす業者が存在しないため、業務の適切な履行という観点から、必要条件を満たすことが確認できている県外業者を指名業者としたものです。</p>
6-(2)	東部環境事業所ごみ焼却施設補修工事実施設計業務	1頁の抽出事業説明に「県外コンサルタント」とあるが、具体的にはどこの都道府県を指すのか。 【質問の趣旨】 応札が1社しかなかった現実を踏まえ、「県外」を更に広げる必要性が無いかを確認したい	<p>ご質問の「県外コンサルタント」とは、県内以外の全ての地域を指しております。また、応札結果につきましては、9者を指名し、3者が応札（うち1者は最低制限価格以下のため失格）という結果となっております。</p> <p>なお、県外業者を選定した理由につきましては、本業務が、ごみ焼却施設の耐火物補修・燃焼設備・排ガス処理設備・ばいじん処理設備等、施設全体の点検及び補修工事の実施設計業務であって、ごみ焼却設備の専門的知識や技術及び実績を必要とするためであり、市内に存在するコンサルタント業者では同種業務の履行実績がないため、参加条件を満たす県外業者を指名したものです。</p>
7-(1)	橋梁工事発注者支援業務	「橋梁工事発注者支援業務」の内容が一切なく、何にどれだけの費用がかかるのか、全く理解できないために、内訳明細書の妥当性が判断できない。 資格審査（P13）に×がついている技術員がいるにもかかわらず落札しているが、問題はないのか？	<p>当該業務は、業務発注課である都市建設部道路建設課が所管する橋梁工事において、契約書・設計図書等に基づいて契約内容を適正に履行するよう支援を行う業務ですが、ご指摘のとおり、審査資料では「一式」による表示のみであり、業務概要の詳細がわかる資料として添付できておりませんでした。</p> <p>今後は、できるだけ詳細がわかる設計図書や特記仕様書等の作成及び添付を行うなど、審査に資することができる資料作成に努めてまいります。</p> <p>また、資格審査については、参加申請において求める配置予定技術員は1名以上としておりますが、当該業者は2名を記載して申請し、うち1名については、必要となる資格（技術士）を有しないため審査で「×」としましたが、もう1名は資格を有していたことから、最終的な審査結果については「○」としたものです。</p>
7-(2)	橋梁工事発注者支援業務	発注を市内業者に絞っている根拠は何か 【質問の趣旨】 応札が僅か2社しかない現実を踏まえると、今後は、有効な入札を行うために、改善する必要があるのかを確認したい	<p>本市の公共工事に係る業務委託の発注にあたっては、市外業者でなければ履行できないような特殊な業務を除いて、市内業者でできる業務は市内業者を対象に入札を実施しております。</p> <p>本業務についても、業務の内容が「業務発注課である道路建設課が所管する橋梁工事において、契約書・設計図書等に基づいて契約内容を適正に履行するよう発注者の支援を行う業務」という内容であり、内容的に特殊な業務というのではなく、市内業者でも履行が可能であると判断したことから、発注対象を市内業者としたものです。</p> <p>応札が2者という入札結果につきましては、参加可能な業者数としては14者あったものの、本業務は前述のような業務内容の性質上、一定の人員を常に必要とする業務であり、当該業務に必要な人員を割くことができない業者が入札を躊躇したこと、また、発注時期が年度当初からやや遅れた6月であり、先んじて発注された国や県の同種業務の入札の影響等があったのではないかと推測しております。</p> <p>今後は、こうした入札行動に係る影響や傾向をさらに分析し、発注担当課とも情報共有しながら、競争性の向上に向けた方策を検討してまいりたいと考えております。</p>

8	東船場町1丁目ほか下水管渠改築設計業務	<p>設計業務と調査工を分離して入札できないのか</p> <p>【質問の趣旨】</p> <p>内訳明細書を見ると、業者によって業務内容の単価が顕著な差がある。それぞれ得意・不得意があるからこそその差だと思うので、業者ごとに得意な分野（安い単価で受注出来る能力がある）を担っていただき、市役所がジョイントベンチャー機能を担うスタイルはできないのか。</p>	<p>本業務は老朽化した既設管渠を改築するための詳細設計業務であり、設計にあたっては管路の劣化状況、道路状況、近隣住宅等の周辺環境等の複雑な現場条件を事前に把握する必要があります。</p> <p>それらの条件を設計に的確に反映させるためには、管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドラインに記載のとおり、設計業務の中で既設管に関する様々な施設情報を収集、確認し、現地踏査を十分に実施した上で、調査工を実施することが必要です。</p> <p>業務の信頼性を確保するうえでも設計と調査工を一連の流れの中で実施することが最も効率的かつ効果的であり、分離発注することは困難です。</p>
9	福島一丁目汚水管渠築造工事（6工区）に伴う実施設計業務	<p>設計業務と測量業務を分離して入札できないのか</p> <p>【質問の趣旨】 項番8と同じ</p>	<p>設計協議の中で測量範囲を決めたり、場合によっては追加測量が生じたりと、設計業務と測量業務は一体的に実施する必要があるため、別発注することは難しいと思われます。</p>
10-(1)	徳島市北矢三町四丁目排水管布設工事	<p>「2者以上の者から見積書を徴し、随意契約」とあるが、実際には1者しか見積を提出しておらず、その他は辞退となっている。この場合でも契約することに問題はないのか？</p>	<p>当該案件は、徳島市契約規則第22条の規定に基づき、見積合わせの方法で随意契約したものであります。</p> <p>入札の場合、建設工事の指名競争入札に係る指名業者選定運用基準に基づき、6業者を標準として入札を実施し1者のみの応札でも落札決定しています。</p> <p>この場合も同じく5者に見積通知をしており、競争性は担保されているため、随意契約したものです。</p>
10-(2)	徳島市北矢三町四丁目排水管布設工事	<p>応札が1社しかない場合の取り扱いルールをお示しく下さい</p> <p>【質問の趣旨】</p> <p>法令上2社以上の者から見積もりを取ることが求められていることを踏まえると、応札が1社の場合に追加募集を求める必要はないのかを確認したい</p>	<p>当該案件は、徳島市契約規則第22条の規定に基づき、見積合わせの方法で随意契約したものであります。</p> <p>入札の場合、建設工事の指名競争入札に係る指名業者選定運用基準に基づき、6業者を標準として入札を実施し1者のみの応札でも落札決定しています。</p> <p>この場合も同じく5者に見積通知をしており、競争性は担保されているため、随意契約したものです。</p>

■全体(第一番目の質疑)について

冒頭の質問は、ポイントを突いた非常に良い質問である。それに対して、市側の回答が示されているが、それを読ませて頂き、新たな疑問が生まれたので、再質問をさせて頂きたいと思います。

①まず、市の回答をみますと、

業者の資機材の保有状況や調達状況等によっても計上する費用の相違が大きくなり、内訳明細の金額の相違にもつながるのではないかと考えておりますが、他方、単に業者サイドにおける見積能力の差によっても大きく変動するものと思われま

とあります。小職の素人の見立てで見当外れのコメントかもしれないが、上記の市の回答は、失礼ながら的外れであり、実は、業者は適切な原価計算が出来ないところに原因があるのではないかとと思われる。すなわち、本来、工事の受注額というものは、一つひとつの仕事の細かな原価管理(技術的な用語で言えば、いわゆる Activity Based Costing<活動基準原価管理>法など)に基づき工事額を丁寧に積み上げて、総額を計算するという積算プロセスを経て計算するべきものであるはずである。しかし、日本の土建業者の場合、過去から、こうした原価計算管理を適切に行わず、ドンブリ勘定で、「だいたいこれくらいの金額なら儲けが取れるであろう」という程度の感覚でまず最初に総額を決め、徳島市に積算根拠資料を提出する必要があるため、後付けで事務処理的に資料を作成しているのではないだろうか。だからこそ、業者によって、見積もりで、トンデモナイ差異が生じるという実態が起きているのではないかと推察する。

問題は、こうした対応を、発注者側である徳島市が「見て見ぬふり」を続けていてよいのか、という点である。結論から言えば、徳島市の対応は適切ではなく、仮に、上記の見立てが正しいならば、今後、適切な応札価格を徳島市に提示させるために、徳島市内の中小土建業者に、大手の建設業者の間で「標準化されている原価計算方法や積算方法」を徹底させ、適切な応札を行わせていく、徳島市側の前向きな取組みが必要ではないかとと思われる。具体的な方法論については、仔細になるため、ここではあえて記さないが、市側が「見積り能力が明らかに低いとみられる事態が複数回生じた場合、次の入札から排除する」くらいの姿勢を示して、現在の慣行を改めていく必要があるのではないかとと思われるが、如何でしょうか？

【事務局回答】

内訳明細書に関するご指摘を踏まえ、応札業者が適正な積算を行うことができるための取組を検討してまいりますが、例えば、徳島県において実施している取組(=迅速かつ適正な工事費見積を目的に、入札時に「見積参考資料」を添付している)などを参考に、本市でも同様の資料の導入や、内訳明細書の失格要件の厳格化などの取り組みについても検討していきたいと考えております。

②また、市の回答をみますと次のような説明が記載されています

入札時に提出を求めている内訳明細書につきましては、入札総額の算出根拠という位置付けであり、各項目の金額の相違が直ちに無効や失格などの対象になるものではありませんが、適切な積算やダンピング受注の排除など、適正な工事施工の観点から重要なものであると認識しており、工事担当課の監督員と契約業者において随時協議を行うことなどによりまして、費用の認識の相違が公共工事の品質確保に影響することがないように、適切な工事監理に努めてまいります。

とあります。しかし、「契約業者において随時協議を行う」という対応は、入札決定後になるのではないですか？こうした事後対応では全く意味をなさないのではないのでしょうか？ なぜなら、いったん、入札が決まってしまった後なら、業者側に何のペナルティも発生せず、是正に向けた前向きのインセンティブ付けにならないのではないからです。こういう仕組みを取っていると、いつまでたっても、業者側の従来の雑な原価計算は是正されないかと思いますが、如何でしょうか？

【事務局回答】

ご指摘の点を踏まえ、①で示した対策を導入することなどにより、応札業者が適正な積算を行うことができるような取組を検討してまいります。

③更に、市の回答は次のようにも述べています。

なお、本市公共工事における品質確保に必要となる労務管理や資機材等の数量については、県と同様のデータを使用して積算を行っており、担当課（発注課）における設計金額（予定価格）の算定基礎となる積算管理システム及び入札システムに関しては、適正かつ問題なく運用されておりますことから、今後見直しの予定等はございません。

この文章を読みますと「業者側の原価計算は確におかしいかもしれません。実際、おかしいとも思っています。しかし、自分たち徳島市の原価計算は全く間違っていない。だって、県と同じ仕組みを使っているんですから、完璧です。だから、今後は、我々としては、何もしないんです。いや、何もする余地もないんです。何か文句でもありますか？」と読めてしまいます。これでは、完全な思考停止であり、行政として不作為のように思います。本来は、業者と市の見積もりに、許容しがたい大きな乖離があるなら、その原因を深掘りして、そのギャップを埋めるため、なぜ次なるアクションを考えようとならないのかという疑問を強く持ちます（本来は、上述のような ABC 原価計算の導入を促すような取組みをスタートすべきなのです）。現行の徳島市の思考停止的な対応は、民間的な感覚では、異常にみえますが、如何でしょうか？

#### 【事務局回答】

内訳明細書に関するご指摘について、応札業者と設計担当者の積算に大きな相違があることは、発注者と業者側の積算に関する認識の相違が少なからず存在することが明らかでもあり、ご指摘の点を踏まえ、①で示したような対策の検討とともに、発注者としての工事費内訳の考え方についても今一度再確認するなど、内訳明細書の適正な取り扱いについて、庁内で工事を担当する技術者連絡会議等に諮るなどして、取り組んでいきたいと考えております。

#### ■2-(2)東富田コミュニティセンター耐震補強等工事

「入札が1社しかないのは、業者の本社所在地域を狭く限定していることが原因であるように見える。現在の地域限定の方法が手続き上妥当かどうかを確認したい」との質問に対して、市側は

地区発注の考え方は、土木一式工事及び建築一式工事は、専門工事に比べて業者数が多いために地区ごとの発注で一定数の業者が確保できる

との考え方をベースに置いているとしたうえで

本工事におきましても、入札可能な業者は17業者おりましたが、結果的に参加表明は3者（うち2者辞退）であり、入札は1者のみとなったものですが、これは、多種多様な工事が輻輳する施設の耐震改修という工事内容の特殊性や、発注時期（業者の手持ち工事）等が業者の入札行動に影響したのではないかと推測しております。

しかしながら、今後本件のような入札結果が常態化するようであれば、競争性確保の観点から、対象地域及び業者数の見直し等を行う必要が生じる可能性もあると考えております。

と述べている。我々が一番知りたいのは、「この入札って、競争入札環境が確保されてるんですか」という点に集約されると思いますが、上記のコメントをみると、「今回のような入札結果が常態化するなら、今後は見直しの必要が生じる可能性もある」と、市側も全く問題ナシとは見ていない、若干の懸念はあるというニュアンスが滲み出ているように思います（徳島市の感覚は市民感覚とズレていないと思います）。

ここで2つ質問があります。

①同じ工事に関する質問(2-(1)東富田コミュニティセンター耐震補強等工事の市側の回答)をみますと、「落札の妥当性や適正については全く問題ないものと認識しております。」と完全に相反するコメントが記載されており、市民感覚では理解できません。如何でしょうか。

#### 【事務局回答】

回答いたしました「全く問題ない」との認識につきましては、電子入札による一般競争入札の一連の手続きの適正及び妥当性についての市としての考え方であり、入札の結果(1者のみ)としては望ましいものとは言いがたい(競争は多いほうが良い)ものの、一般競争入札の手続きについては適正に行われている以上、1者入札といえども落札の妥当性を覆すものではないとの認識を示したものでございます。

②「本件のような入札結果が常態化するようであれば」とありますが、どういう状態になれば、常態化と判断するのか、属人的な感覚で判断するのか、組織的な是正基準が設けられているのか、お教えてください(属人的な感覚で判断で行われているとなると、内部統制上、欠陥があるのではないかという問題意識からの質問です)

**【事務局回答】**

「事態が常態化するようであれば」の状態の基準についてですが、現時点において、組織的な明確な基準は設けておりません。これは、各案件によって、設計金額や工種などの工事内容、地域特性、発注時期など様々な要因が応札結果に影響していると考えられることから、一律な明確な是正基準を設けることが困難であったためです。

しかしながら、ご指摘のように、属人的な判断で行うことは、今後、あいまいな判断や恣意的な運用を招く恐れもあることから、今後は、組織的に一定の基準のもとで見直す方針等を定めるなどの運用が可能かどうかを検討していきたいと考えております。

**■7-(1) 橋梁工事発注者支援業務**

「橋梁工事発注者支援業務」の内容が一切なく、何にどれだけの費用がかかるのか、全く理解できないために、内訳明細書の妥当性が判断できないという、極めて常識的な質問が行われている。これに対して、市側は

審査資料では「一式」による表示のみであり、業務概要の詳細がわかる資料として添付できておりませんでした。

今後は、できるだけ詳細がわかる設計図書や特記仕様書等の作成及び添付を行うなど、審査に資することができる資料作成に努めてまいります。

と回答しているが、これは非常識な回答で、誠実な回答とはいえないように思います。すなわち、回答にあるように「今後は、ちゃんとやります」というのは当然の話だが、「今回の資料は抜けているので、これでは確かに審議していただけませんよね。すみませんでした。抜けていた資料については速やかに送付するので、今一度ご確認ください」が筋ではないのかと思いますが、如何でしょうか？

**【事務局回答】**

ご指摘の内容はごもっともであり、回答に業務概要を記載してご確認いただくのではなく、記載されている資料を追加でお送りして、直接確認していただくような対応をとるべきでありました。

**■7-(2) 橋梁工事発注者支援業務**

応札が僅か 2 社しかない現実を踏まえると、今後は、有効な入札を行うために、改善する必要があるのかを確認したいという趣旨の質問に対して、市側は、

入札行動に係る影響や傾向をさらに分析し、発注担当課とも情報共有しながら、競争性の向上に向けた方策を検討してまいりたいと考えております

と回答している。上記回答を読むと、「さらに分析し」とあるので、素直に読むと、「現在も分析はしているが、十分ではないので、今後は更に深掘りして分析していきたい」と解釈できるように思う。我々入札監視委員のメンバーは、このコメントを真に受けて、これまでも問題入札案件を組織的に分析してきたと受け止めてよいのか？もし、このような組織的な分析資料が存在するならば、是非、我々入札監視委員のメンバーの能力向上、分析力改善のために、お示しいただきたいと思うが、如何でしょうか。

**【事務局回答】**

入札者が特に少ない案件については、担当課を通じて、入札しなかった影響や要因を確認する場合があります。今後の同種業務の発注の際の参考とするために、将来に向かって、参加対象業者が増加するような対応(参加条件の緩和など)が可能かどうかなどの検討を行うことがありますが、この入札結果に基づく検討を「分析」と表現したものであり、委員各位にお示しできるような組織的な分析資料が存在しているものではございません。

今後は、適切かつ正確な用語の使用に十分留意するよう努めます。

## ■8東船場町1丁目ほか下水管渠改築設計業務

設計業務と調査工を分離して入札できないのかとの質問に対して、市側は

業務の信頼性を確保するうえでも設計と調査工を一連の流れの中で実施することが最も効率的かつ効果的であり、分離発注することは困難です。

との回答を示しているが、これについて再質問します。

①そもそも制度上は、分離発注できるのでしょうか、

②制度上分離発注が出来るとするならば、次は「効率的・効果的かどうか」が判断基準になるように読み取れましたが、効率的・効果的かは、業者側の問題であって、カネを払う市側にとって何ら関係のない問題と思います。なぜ、業者側を慮って、市民のお財布(市の財政支出)を慮らないのでしょうか、理由をお聞かせください。

### 【事務局回答】

本業務の基礎となる調査工は、公益社団法人日本下水道協会発行の「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン」に準拠し業務を行っておりますが、事前に既設管に関する様々な施設情報を収集、確認し、現地踏査を十分に実施した上で、設計協議の中で具体的な管路内調査箇所を決定し、詳細設計時点の既設管の耐力を評価する必要があるため、分離発注ができるものではありません。

## ■10 徳島市北矢三町四丁目排水管布設工事

入札監視委員が「応札が1社しかない場合の取り扱いルールをお示しください」と質問し、更に「質問の趣旨」まで添え書きし、「法令上2社以上の者から見積もりを取ることが求められていることを踏まえると、応札が1社の場合に追加募集を求める必要はないのかを確認したい」とまで書いている。となると、市側は、まず①ルールの内容と解釈を示したうえで、②その運用の適切性を丁寧に説明し、委員の疑問を解く必要があるように思います。しかし、市側の回答を見ると

当該案件は、徳島市契約規則第22条の規定に基づき、見積合わせの方法で随意契約したものであります。

入札の場合、建設工事の指名競争入札に係る指名業者選定運用基準に基づき、6業者を標準として入札を実施し1者のみの応札でも落札決定しています。この場合も同じく5者に見積通知をしており、競争性は担保されているため、随意契約したものですという回答に止まっています。これは、単に、根拠条文と事実関係(実際の運用内容)を説明する内容です。一番大事な、法令に沿った取り扱いは行われていることを示す必要があるのに、ここの説明が不十分で、これでは、質問と回答が噛み合っていないように思います。如何でしょうか。

### 【事務局回答】

今回、5業者に対し見積を依頼し、辞退者が4者おりました。①辞退することも意思表示であること、②入札制度において1者の入札でも有効とされていること、③契約規則第23条によると、なるべく2者以上から見積書を徴すこととされており、必ず2者以上から見積書を徴取しないといけないとは解釈できないことから、見積書の提出のあった1者との契約は可能と判断しました。

先生のご指摘のとおり、根拠条文と事実関係の説明が不足しておりました。今後はこのようなことが起こらないように努めます。

## 全体

見積りに関する疑義を感じた質問なのに、市側が「業者の見積もり能力に差がある」というのは聞き捨てならない。そのような業者は入札資格から排除すべきではないか。

### 【事務局回答】

内訳明細書に関するご指摘を踏まえ、応札業者が適正な積算を行うことができるための取組を検討してまいりますが、例えば、徳島県において実施している取組（＝迅速かつ適正な工事費見積を目的に、入札時に「見積参考資料」を添付している）などを参考に、本市でも同様の資料の導入や、内訳明細書の失格要件の厳格化などの取り組みについても検討していきたいと考えております。

## 2-(1) 東富田コミュニティセンター耐震補強等工事

契約額 23,980 千円のうち、入札業者の施工は3分の1にも及ばない額。

これを「自社での施工が困難な部分を下請けに発注」とすれば、「丸投げ」に近い事案の許容に繋がってしまう。

1者みの入札でありながら「公正な競争性のもとで行われた」とするのは、市民感情からは受け入れ難い。

### 【事務局回答】

ご指摘のように、本案件は専門工事部分の金額が大きいため、自社施工部分が少ない案件ですが、一括下請(丸投げ)は建設業法でも厳しく禁止されている行為でもあり、今後、いわゆる丸投げに近い事案を許容しないよう、国からの通達や判断基準等に基づいて、適切な入札条件の設定及び現場担当者による適切な施工監理を行っていく必要があると考えております。

また、「1者入札」の考え方につきましては、競争の結果としては望ましいものとはいえない(競争相手は多い方がいい)ものの、競争入札そのものについては、電子入札による一般競争入札であるため、参加条件に合致する業者ならば誰でも参加できることから適正に行われたものと認識しておりますが、今後においても、できるだけ入札の競争を高めるために有効となる方策を検討していきたいと考えております。

## 3 不動東1棟外壁塗装工事

## 4 方上町中内排水路改良工事

「応札が少ない傾向が常態化するようであれば・再検討などを行う必要がある」  
応札が少ない事案については以前から委員会で指摘してきた。

「常態化」しない限り、検討すらしめないという対応で良いと考えているのか。

「今後も応札が2者以下となるような入札状況が常態化するようであれば」  
上記と同じ。

**【事務局回答】**

「事態が常態化するようであれば」の状態についてですが、現時点において、組織的な明確な基準は設けておりません。これは、各案件によって、設計金額や工種などの工事内容、地域特性、発注時期など様々な要因が応札結果に影響していると考えられることから、一律な明確な是正基準を設けることが困難であったためです。

しかしながら、今後、組織的に一定の基準のもとで見直す方針等を定めるなどの運用が可能かどうか検討していきたいと考えております。

**7-(2) 橋梁工事発注者支援業務**

競争入札の実効性を高めるために、応札者の確保は極めて重要だと考える。

応札者が少なかった理由について推測しているが、なぜ業者にヒアリングしないのか。

**【事務局回答】**

これまでは、辞退者が頻出する事案(不調・不落が続くなど)の場合を除いて、辞退した理由を詳しく聴取することは行っておりませんが、ご指摘のとおり、競争入札の実効性を高めるための応札者の確保は重要なことでもあり、今後の適切な発注に繋げるために必要となる場合には、業者へのヒアリングを実施したいと考えております。

以 上